

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年4月11日
東京都

<一般任期付職員採用選考とは>

- 都政に対するニーズの専門化・高度化に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しています（平成15年1月1日施行）。
- 採用された職員は、任期の定めのない職員と同様の給料表を用い、手当も任期の定めのない職員と同様に支給します。
- 任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

<本選考の特徴>

- 3つの選考区分（①福祉、②保健衛生・医療、③感染症対策）を設けています。
 - 選考区分①及び②の最終合格者は主任級職^{※1}、区分③の最終合格者は課長代理級職^{※2}として採用されます。
 - 令和5年7月、福祉保健局が廃止され「福祉局」と「保健医療局」が設置される組織改正を予定しており、選考区分「①福祉」は福祉局、「②保健衛生・医療」「③感染症対策」は保健医療局で採用される予定です。
- ※1 東京都における主任とは、特に高度の知識又は経験を必要とする係員の職です。
- ※2 東京都における課長代理とは、課長の命を受け、担当事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職のことで。

1 選考職種、採用予定人員等

区分・職種	一般任期付職員・事務
職級 選考区分・ 人数	<p><主任級></p> <p>① 福祉 11人</p> <p>② 保健衛生・医療 14人</p> <p><課長代理級></p> <p>③ 感染症対策 1人</p> <p>※ 業務内容等は別紙「選考区分一覧」をご覧ください。</p> <p>※ 主任級の選考区分①、②の併願はできません。主任級選考区分②と課長代理級選考区分③を併願することは可能です。併願する場合、二つの選考にそれぞれ申込を行う必要があります。</p>
勤務場所	東京都本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）等 ※ 主な配属予定先は別紙「選考区分一覧」をご覧ください。
任期	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。 ◎ 期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

2 日程等

申込締切	令和5年4月25日（火）午後5時まで
第1次選考結果通知	令和5年4月28日（金）～5月1日（月） ※ 第2次選考の3日前までに、受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和5年5月7日（日）～5月9日（火）のうち指定された一日 ※ 会場：東京都庁本庁舎（東京都新宿区西新宿2-8-1）または東京都社会福祉保健医療研修センター（東京都文京区小日向4-1-6）予定
最終結果通知	令和5年5月中旬 ※ 第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

3 受験資格

<共通>

- 学歴区分に応じた民間企業、自治体等の実務経験が以下【表1】記載の年数以上ある人。
- ワード、エクセル、アウトLOOK等を使用したパソコン作業が支障なくできること。
- 文書・資料作成、経理・会計事務、電話対応等、事務職としての業務が支障なくできること。
- 気概を持って任期満了まで職務に取り組む意欲があること。

<その他>

- <共通>事項のほか、別紙「選考区分一覧」の実務経験等を満たすこと。

【表1】

学歴区分	必要な実務経験年数	
	課長代理級	主任級
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4年制の大学）の卒業	10年以上	5年以上
・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校の卒業 ・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業	12年以上	7年以上
・高等学校の卒業	14年以上	9年以上
・中学校の卒業	17年以上	12年以上

注1 必要な実務経験年数<課長代理級>

実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

必要な実務経験年数<主任級>

実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員、フルタイムで勤務した契約社員や派遣社員として従事した経験年数に限ります。非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、「3 受験資格」を満たすことを確認するための証明書類を提出していただきます(6「卒業(修了)・在職証明書の提出について」参照)。「3 受験資格」を満たすことが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。

◎ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。

◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。

なお、以下の方は除きます。

・教育公務員^{※1}

・東京都職員(任期付職員^{※2}、会計年度任用職員、臨時的任用職員)のうち、令和5年6月30日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)に規定する任期付研究員をいう。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書類による審査
------	-----------

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

下記URLから「申込書」の様式をダウンロードして申込書を作成(顔写真添付が必要)し、「東京電子自治体共同運営サービス」から送信してください。郵送及び窓口での申込みは受け付けません。

<URL>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/soumu/syokuin/syokuin_joukin/bosyu_ichiran/ichinin_jimu.html



＜注意事項＞

- ・期間中に正常に到達したものを有効とします。東京電子自治体共同運営サービスのホームページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。
- ・システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止、通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- ・インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。「東京電子自治体共同運営サービス」の電子申請サービスヘルプデスクをご利用ください。

- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、福祉保健局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（原則として合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出方法についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

7 給与等について

＜初任給＞

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準（非常勤職員の勤務経歴や東京都の事務職と異なる職務内容に従事していた期間は、加算割合を減じるなど。）により加算される場合があります。

以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約341,000円
主任	5年	約277,000円

- ◎ この初任給は、令和5年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

＜その他＞

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、7月採用の場合は10日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。
- ◎ 職員の勤務時間、給与等の詳細は、東京都条例等により定められています。

東京都福祉保健局総務部職員課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 27階南側

【電話】 03（5320）4023（ダイヤルイン）

※令和5年7月、福祉保健局が廃止され「福祉局」と「保健医療局」が設置される組織改正が予定されています。上記連絡先が変更となる場合はホームページでお知らせします。